

「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」
についての国家知識産権局の公告（第 510 号）

公布日：2023-01-05

国家知識産権局公告
第 510 号

改正専利法の施行を保障し、革新主体の部分意匠、意匠の自国優先権に対する切実な審査需要に応えるため、国家知識産権局は「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」を改正したので、ここに公布し、2023年1月11日より施行する。

以上をもって公告する。

国家知識産権局

2023年1月4日

改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法

第一条 専利出願人は、2021年6月1日(同日を含む。以下同じ)より紙又は電子形式で専利法第二条第四項に基づき、保護を求める製品の部分意匠専利を出願することができる。

部分意匠専利を出願する場合、製品全体の図面を提出し、保護が必要とされる内容を破線と実線の組み合わせ又はその他の方式で示さなければならない。保護を要求する部分が立体形状を含む場合、提出された図面にはその部分を明確に表示することができる立体図が含まなければならない。保護が必要とされる内容を破線と実線の組み合わせの方式で製品全体の図面に示していない場合、簡潔な説明において保護を要求する部分を明記しなければならない。

第二条 本弁法の施行日より、出願日が2021年6月1日以降の専利出願について、出願人は専利法第二十四条第一項に定める事由が存在すると判断する場合は、紙又は電子形式で請求することができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に当該出願に対して審査を行う。

第三条 出願日が2021年6月1日以降の意匠専利出願について、出願人は専利法第二十九条第二項に基づき、書面で意匠専利の国内優先権の声明を提出することができる。

意匠専利出願人が国内優先権を主張する場合、先の出願が意匠専利出願である場合には、同じ主題について意匠専利出願を提出することができ、先の出願が発明又は実用新案の専利出願である場合には、添付図に示された意匠について同じ主題の意匠専利出願を提出することができる。

意匠専利出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日から取り下げたとみなされる。ただし、意匠専利出願人が発明又は実用新案の専利出願を国内優先権の基礎とすることを要求するものは除く。

第四条 出願日が2021年6月1日以降の専利出願については、出願人は、専利法第三十条に従って、最初に提出した専利出願書類の写しを提出することができる。

第五条 2021年6月1日以降に公告により権利が付与された発明専利について、専利権者は専利法第四十二条第二項に基づき、専利権権利付与の公告日から三月以内に紙の形式で専利権の期間補償請求を提出ことができ、その後は国家知識産権局が発行した費用納付通知に基づき関連費用を納付する。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、当該請求に対して審査を行う。

第六条 専利権者は、2021年6月1日より、専利法第四十二条第三項に基づき、新薬の市販承認請求が承認された日から三月以内に、紙の形式で専利権の期間補償請求を提出することができ、その後は国家知識産権局が発行した費用納付通知に基づき関連費用を納付する。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に、当該請求に対して審査を行う。

第七条 本弁法の施行日より、専利権者は専利法第五十条第一項に基づき、紙又は電子形式で自発的にその専利に対して開放許諾を実施する旨の声明を行うことができる。国家知識産権局は、改正専利法実施細則の施行後に2021年6月1日以降に提出された当該声明に対して審査を行う。

第八条 本弁法の施行日より、被疑侵害者は、専利法第六十六条に基づき、紙又は電子形式で国家知識産権局に専利権評価報告書の発行を請求することができる。

第九条 2021年6月1日より、国家知識産権局は、専利法第二十条第一項、専利法第二十五条第一項第五号に基づき、方式審査、実体審査及び再審手続中の専利出願に対して審査を行う。

第十条 出願人は、国家知識産権局が本弁法に従って下した関連決定を不服とする場合、法に基づいて行政不服審査申請、再審請求を提出するか、又は行政訴訟を提起することができる。

第十一条 出願日が2021年5月31日(同日を含む)以前の意匠専利権の保護期間は10年とし、出願日から起算する。

第十二条 本弁法は2023年1月11日より施行する。2021年6月1日より施行した「改正専利法の施行に関する審査業務処理暫定弁法」(国家知識産権局第423号公告)は同時に廃止する。

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2023年1月5日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181248.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。